

第8回熊本県障害者の相談に関する調整委員会 議事録

- 1 日 時 平成29年6月2日（金）午後3時30分から午後5時まで
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 出席者（委 員）
池田委員、伊津野委員、犬飼委員、坂口委員、武元委員、谷崎委員、藤田委員、森枝委員、良永委員（15名中9名出席）
（事務局）
柳田子ども・障がい福祉局長、奥山障がい者支援課長、木村審議員、小佐井課長補佐、佐藤主幹、児玉広域専門相談員、宮本広域専門相談員
- 4 議 題（1）「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況について（平成27年度及び平成28年度）
（2）障害者差別解消法の施行状況等について
（3）その他

5 議 事

（事務局）

本日は、お忙しい中、調整委員会に御出席いただき、ありがとうございます。

開会の前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に、まず会議の次第でございます。その次に1枚紙で席次表、その次に1枚紙で委員名簿、裏面に事務局の氏名を記載させていただいております。本体資料でございますが、右肩に資料1とありますのが相談活動の実施状況等についてという資料でございます。次に資料2、障害者差別解消法の施行状況等について、次に、参考資料として参照法令に関する資料、次にパンフレットでございますが、条例のパンフレット、最後に「合理的配慮を知っていますか」という国のパンフレットでございます。不足等ございますでしょうか。途中、落丁等ございましたら、おっしゃっていただければと思います。

それでは、ただいまから、第8回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を開会いたします。

開会にあたり、県健康福祉部子ども・障がい福祉局局長の柳田より御挨拶を申し上げます。

（柳田局長）

みなさま、改めましてこんにちは。御紹介をいただきました柳田でございます。4月に着任いたしまして、健康福祉部は6年ぶりになります。以前はやさしいまちづくりの条例やハートフルパス、福祉サービスの第三者評価などを通しまして、障がい者の施策に関わりを持っていたところがございます。しっかりと障がい者に寄り添ってやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、大変お忙しい中にみなさま方に御出席いただき、ありがとうございます。本日の委員会は平成23年度の発足から、8回目の開催となります。昨年度は地震の影響で開催ができず、大変心苦しく思っているところです。さて、パンフレットも置いてございますが、多くの方々の参画を得まして、本県独自の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例、施行から6年目を迎え

ております。条例に基づきます様々な相談に対し、広域専門相談員が中心となって、解決に向けた取組を進めているところです。この間に、特に出来事として大きかったものが、昨年4月に本格施行になりました障害者差別解消法でございます。行政職員に対する職員対応要領、それから民間事業者向けの指針が示されるとともに、地方公共団体による相談体制を始めとする体制強化が図られております。先に条例を作りました本県にとりましても、法の施行や、これに伴い全国の相談事例の集積、共有が図れるようになりますことは、相談対応の前進につながるものと考えております。一方で、忘れることのできない衝撃的な事件が昨年起こっております。相模原市での障がい者殺傷事件です。県としましても、条例が目指す共生社会の実現に向けて、しっかりと取組を進めていかなければならないと、改めて、強く思ったところでございます。

本日の委員会では、条例、それから障害者差別解消法に基づく取組などを御報告させていただきます。委員のみなさまの活発な御意見、御議論をお願い申しあげまして、開会の挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

本委員会の公開につきましては、第1回調整委員会において原則公開とし、県情報公開条例第7条各号の不開示情報について審議する場合は非公開とすることを決定いたしております。本日の会議は公開で行いますので、記者席及び傍聴席を設けております。1名の記者の方が御参加でございます。

また、本日の委員会は、平成28年3月に3期目の委嘱をさせていただきましてから、初めての委員会でございます。改めまして、本日出席の委員のみなさま方を御紹介申し上げたいと思います。

熊本市 健康福祉局長 池田 泰紀様です。

熊本県精神科協会副会長 犬飼 邦明様です。

熊本県医師会 理事 伊津野 良治様です。

熊本県自閉症協会 会長 坂口 正浩様です。

熊本県知的障がい者施設協会 会長 武元 典雅様です。

熊本県商工会議所連合会 専務理事 谷崎 淳一様です。

熊本県教育委員会特別支援教育課長 藤田 泰資様です。

熊本県弁護士会 森枝 大輔様です。

熊本大学名誉教授 良永 彌太郎様です。

なお、本日は、熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 岡部 恵美子様、熊本県経営者協会 専務理事 加島 裕士様、熊本県手をつなぐ育成会 会長 川村 隼秋様、熊本県精神障害者福祉会連合会 会長 津田 史朗様、熊本県保育協会専務理事 福嶋 義信様、熊本県ろう者福祉協会 常務理事 松永 朗様、以上の6名の委員におかれましては、御都合により御欠席でございます。

本日の委員会は、現時点で委員15名のうち9名の委員のみなさまが御出席でございますので、条例施行規則第8条第2項に定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、次第2の会長、副会長の選出に移ります。先ほど申し上げましたように、本日の委員会は3期目をお願い申し上げてから初めての開催となりますので、会長、副会長を決定する必要

がございます。条例施行規則第7条第2項で会長、副会長は委員の互選によって定めると規定されております。会長、副会長の互選にあたりまして、どなたか、御意見、御推薦ありましたら、お願いを申しあげたいと存じます。いかがでしょうか。

(武元委員)

よろしいでしょうか。武元でございます。今、事務局の方から、会長、副会長の選出について言われましたので、僭越でございますけれども、引き続き、良永会長、それから森枝副会長に留任していただけたらと、御提案申し上げたいと思います。

(事務局)

ただいま、武元委員から、会長に良永委員、副会長に森枝委員という御提案、御推薦がございました。みなさま、いかがでございましょうか。

(異議なし)

(事務局)

異議なしということでございます。良永委員、森枝委員、よろしいでしょうか。

(良永委員)

みなさま方の御意志として、お引き受けさせていただきます。よろしく願いいたします。

(拍手)

(事務局)

ありがとうございます。それでは、会長に良永委員、副会長に森枝委員ということで、決定をさせていただきます。

大変恐縮ですが、良永委員には、会長席の方へお移りいただければと存じます。

議題 1

(良永会長)

みなさま、どうぞよろしく願いいたします。できるだけスムーズに議事が進行しますように努力いたしますので、御協力の程、よろしく願いいたします。

早速でございますが、昨年4月に、御承知のように大きな地震がございまして、私もずいぶん気にしていた訳でございますけれども、この条例関連で、大事なことがどのように動いているであろうか、何か問題が起こっていないだろうかと気を揉んだ訳でございます。会議が開かれるという通知もなかなか来ないし、県の方では難しい状況になったようでございまして、年度を改まったところで、できるだけ早い時期に開催しますということで、本日になったということでございます。

それで、議題でございますけれども、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の相談

活動等の実施状況の報告でございますが、そういうこともございまして、平成27年度の分を含めて、平成28年度分も併せて、事務局から説明をお願いするという事になっております。どうぞよろしくお願いいたします。説明者の方は少し時間が必要であろうと思っておりますので、説明自体は御着席のまま結構でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

本日は、平成27年度版と平成28年度版ということで、本条例の実施状況につきまして、併せて御報告申し上げたいと思っております。平成27年度版につきましては2月に、会が開催できませんでしたので、お送りさせていただいております。本日は、平成27年度版と平成28年度版を合体させていただきまして、資料1ということでお手元に置かせていただいております。初めの方が平成27年度版でございまして、41ページから先の方が平成28年度版の報告書となっております。ページがあちこち飛ぶかと思いますが、ページ数を申し上げますので、そのページをご覧になっていただきながら、見ていただければと思っております。

それでは、資料1の81ページ以降の「5年間の相談状況」の資料を用いて平成27年度と平成28年度の相談状況について御説明し、その後、平成28年度の熊本地震関連の相談事例、平成28年度と平成27年度の熊本地震関連以外の相談事例という順番で、御説明したいと思います。

まず、相談員の設置状況についてです。広域専門相談員については平成24年当初から4名体制をとっており、地域相談員については、平成27年度は166名、平成28年度は154名となっております。市町村の身体障害者相談員や知的障害者相談員に条例の地域相談員になっていただくということで、若干減少しておりますが、現在のところ、相談体制には支障は出ていないと考えています。

続いて、相談件数についてですが、平成27年度は新規相談が160件で対応回数が898回、継続事案を含めると合計で相談件数が178件で対応回数が1682回となりました。平成28年は新規相談が138件で対応回数が600回、継続事案を含めると合計で148件の相談があり、対応回数が1516回となっております。

条例に基づく「特定相談」の対象となる「不利益取扱い」、「合理的配慮」、及び「虐待」に関する相談件数については、資料82ページから83ページのとおり、「不利益取扱い」は平成27年度が15件、平成28年度が17件で、不動産の取引などに関する相談が寄せられました。「合理的配慮」は平成27年度が23件、平成28年度が20件で、窓口対応など「人に関するもの」が多く寄せられました。「虐待」は平成27年度が8件、平成28年度は倍の16件となりました。資料47ページ以降を見ていただきますと、平成28年度の相談件数には、かっこ書きで熊本地震関連の相談件数を掲載しています。

資料83ページに戻っていただきまして、「その他の相談」についてですが、平成27年度が114件、平成28年度が87件と、割合として非常に多くなっています。

その他の相談につきましては、相談内容が「不利益取扱い」「合理的配慮」「虐待」といった条例上の「特定相談」に該当しない場合であっても相談を受けません、という取扱いとはせず、幅広く話を聞くように努めているため、件数が多くなっているものと考えております。

調整委員会への申立ての状況については、委員の皆様ご承知のとおり、過去3年間で3件、平成24年度と平成26年度にあっており、いずれも不利益取り扱いにはあたらないとの御判断をいただいております。

資料54ページに移りまして、平成28年度の障がい種別ごとの相談件数を見ていただきますと、精神障がいのある方からの相談が一番多いという状況にあり、また、平成28年度は、身体障がいの中で肢体不自由の方からの相談が前年と比較して多い傾向がありました。内容としては、上肢麻痺のある方が金融機関で通帳を作る際に代筆を認めてもらえなかったといった合理的配慮に関する相談などがありました。

また、資料60ページですが、相談者について、以前は知的障がい者の家族や親族といった方からの相談が多くありましたが、最近では、障がい者御本人からの相談件数が増えております。

続いて、相談事例について御説明いたします。平成28年度の事例のうち、熊本地震に関連する相談事例ですが、まず、「障がい者が被災に伴う支援物資を入手できない」という障がいのある人の家族からの相談がありました。

重度の発達障がい者の家族や単身で生活している視覚障がい者が避難所で支援物資を入手できずに困っている、物資を入手するためには列に並び順番を待たねばならないが、障がい特性のため、パニックになったり体調を崩したりするので、長い時間列に並ぶことができない、関係者に配慮を求めたが「みなさん平等です」と言われ、取り合ってくれなかった、という相談内容でした。対応としては、広域専門相談員が避難所の担当課に情報提供を行いました。今回の熊本地震では、多くの避難所において、障がい者への配慮が課題となりましたので、行政機関は、被災時においても望ましい支援体制が提供できるよう再検討する必要があるとあり、県でも避難所マニュアルの改訂などを進めております。

次に、「精神障がい者には部屋を貸さないと言われた」という精神障がいのある人からの相談がありました。精神障がいのある人の住居が地震で一部損壊となったため、通院先のソーシャルワーカーに付き添ってもらい不動産会社に物件を探しに行ったが、手続き後に精神障がいがあることを告げると、精神障がいのある人には部屋を貸さないと言われた、精神障がいについて正しく理解するよう啓発して欲しい、という御相談でした。広域専門相談員が不動産会社に電話で状況を確認したところ、「近隣とのトラブルを家主が懸念し、精神障がい者には物件を貸さないようにしている」とのことであったため、相談員から会社側に、そのような取扱いは条例や障害者差別解消法の趣旨に反することを伝え、適切な対応を依頼しました。

この他、「視覚障がいを理由に部屋を貸してもらえない」という視覚障がいのある人からの相談もありました。障がいの程度は個人ごとに差があり、日常生活にあたって特に支援の必要はない人もおられますので、今後、不動産業者等の関係者に対し、障がいの正しい理解についての啓発活動が必要であると考えています。

また、その他の相談事例として、「避難所で要援護者に関する情報が活用されなかったという」一般の県民の方からの相談がありました。相談者は専門職として支援業務に従事しており、熊本地震の発生直後に自宅近くの避難所においてボランティアとして支援に参加し、障がい者や高齢者など要援護者についての情報を取りまとめ、避難所を運営する行政職員にその情報を渡したけれども活

用されないままだった、今後はこのような情報を適切に活用してほしい、という相談でした。

この御意見を、広域相談専門員から後日市町村に伝えましたが、相談者が集めた情報を避難所開設の初期段階で活用できていれば、支援の必要性が高い避難者に対しより早い段階で適切な対応ができた可能性があったのではないか、という事例でした。

この他、「地震後に相談員の安否を尋ねる電話があり、対応していたところ、相談者が支援が必要な状態であることがわかった事例」や「知的障がいのある兄弟の父親が支援を拒否する」という相談が地域相談員からあり、広域専門相談員から地域相談員に助言を行った事例もありました。

続いて、平成28年度の熊本地震関連以外の相談事例について御説明します。

不利益取扱いに関する事例として、「聴覚障がいのある人が電話リレーサービスを使って受診予約をしようとしたが介助者の同伴を条件とされた」という相談がありました。聴覚障がいのある人が、電話リレーサービスを使って病院の受診予約をしようとしたところ、「介助者を同伴しないと予約を受け付けない」と言われた、という内容で、広域専門相談員が、病院を訪問して状況を確認したところ、「必要な場合は、安全面を考えて付き添いをお願いしている。電話リレーサービスがどのようなものか分からなかった」とのことでした。「電話リレーサービス」とは、テレビ電話等で専用ソフトを使って、オペレーターが手話又は文字と音声を通訳するものですが、病院側はこの制度を御存知なかった、ということでした。また、聴覚障がいのある人でも、聴力の程度は人それぞれに異なり、介助者なしでも筆談等で十分自分の意思を表明することもできる場合もありますので、障がい特性や障がいの程度に応じて、どのような配慮が必要となるのか、今後も積極的に理解啓発を進めていく必要があると考えております。

その他、「タクシー運転手に人権を侵害するようなことを言われたという相談」や、「バス利用に際し、電動車いすを利用している乗客に対する接客を改善してほしいという相談」もありました。

また、「障がい者用グループホーム建設の用地取得を不動産業者に断られたという相談」や、「知的障がい・発達障がいのある人の親族が障がい者用グループホームを作りたいと考え、不動産業者に用地取得の相談をしたが、「障がい者には物件の世話はしない」と言われた、障害者差別解消法が施行された話をしたが、相手方は知らなかった、不動産業者に対する理解啓発をして欲しい、という相談」が寄せられ、不動産業者の団体に対する出前講座の実施につながった事例もありました。

合理的な配慮に関する事例としては、「上下肢麻痺の障がいがある人が金融機関で通帳を作る際に自筆以外の署名が認められなかったという相談」や「車いすを使用している人からのバスターミナルのバリアフリー化についての相談」、「特別支援学級の担任が配慮のない言動をするという相談」、その他の相談事例として、「聴覚障がいのある人への謝罪についてどのように対応したらいいかというバス事業者からの相談」、「障がいのある人が利用できる就労支援制度の情報が欲しいという相談」も寄せられました。

次に、平成27年度の相談事例に移ります。資料22ページをお願いいたします。不利益取扱いに関する事例として、「障がいのある子どもが、保育園から預かり時間の制限を受けているという」相談がありました。フルタイムで就労していたところ、子どもが保育園入園後に発作を起こすようになってしまって園から預かり時間を短縮され、また、最初から入園を断ってきた保育園もあった

とのことでした。障がいがあっても安心して子どもを預け、仕事ができる社会をつくってほしい、という御相談でした。広域専門相談員が担当部署に意見をつなぎ、市町村の施策提言受付サイトを相談者に伝えました。障がいのある子どもの預け先が見つからないと、保護者の就労における大きな障壁となり、家庭全体の貧困化を招きかねないため、相談者が言われたように、誰もが安心して子どもを預け、仕事ができる社会づくりに向けた社会全体の取組みが求められていると考えられます。

また、「知的障がいのある人がレンタルショップの会員証を作ろうとしたが断られた」という相談もありました。知的障がいのある方が、会員証を作るために事業所の支援員と共にレンタルショップへ行ったところ、規約への同意について本人の意思確認ができないという理由で、会員証は作れないと言われた、障がいがあっても成人であり、自分の会員証を作って、自分でDVDを借りられるようにしてほしい、という相談でした。対応としてましては、広域専門相談員がレンタルショップを訪問し、状況を確認したところ、「本人は意思表示ができない」と支援員が話したため、そのような人がDVDを借りたいと思うのか疑問に思い、また、障がいのある人をだまして会員証を悪用する例もあるため、契約を断ったとのことでした。相談員から店長に対し、当事者に対しては簡単な言い方で伝えるといった工夫があることや、会員証の作成とDVDを借りることが結びつかないことがあるため支援が必要であることなど、当事者の障がい特性とその対応について説明した結果、御本人が何らかの方法で、「DVDを借りたい」という意思表示ができれば会員証を作成できることとなった、という事例でした。

この他、「持病で発作のある人が就職内定を取り消されたという相談」や、「電動車いすを利用している人がバスから乗車拒否をされたという相談」、「精神障がいのある人が、アパートの入居を断られたという相談」もありました。

また、合理的配慮に関する相談では、「視覚障がいのある人が住宅ローンの連帯保証人になろうとしたが、自筆署名ができないことを理由に断られたという相談」、「タクシー乗り場が限定され、路上でタクシーが停まってくれず、障がい者は乗り場まで移動するのが大変だという相談」、「病院の職員から配慮に欠ける対応をされたという相談」、「発達障がいのある人が相談窓口で不適切な対応をされたという相談」、その他の相談事例として、「B型事業所の職員の接遇が悪いという精神障がいのある人からの相談」や、「福祉関係の支援員の発言が配慮に欠けているとの精神障がいのある人からの相談」、「通学中の県外の専門学校が、合理的配慮を提供してくれないという視覚障がいのある人からの相談」がありました。

この報告書につきましては、広く県民の皆様にもお示しし、条例に対する理解が深まるよう努めていきたいと考えています。

(良永会長)

長い時間にわたっての御説明、ありがとうございました。ただいまの説明について、何か御質問や御意見のある方はいらっしゃいますか。様々な状況や事例について御説明がありましたので、どの部分からでも結構です。

(谷崎委員)

熊本県商工会議所連合会の谷崎です。事例の中で、70ページの事例、74ページの事例、それから29ページの事例もそうですが、学校や施設への苦情といった内容になっています。具体的な内容を出して調整を行った場合、相談者が特定されて、更に差別を受けるといった心配もありますが、広域専門相談員はその点についてどのような配慮を行いながら対応されているのか、教えてくださいませんか。

(事務局)

広域専門相談員の児玉です。私は今年度から就任し、昨年度以前の相談内容については具体的にお答えすることができませんが、私たちの対応方法についてお話をさせていただきます。具体的な相談者や相談内容が特定されてしまうと、委員の御指摘のとおり、更なる差別となることが懸念されます。ただ、あまり漠然とした調整を行うと、それはそれで解決につながりませんので、難しい面もありますが、中庸を意識しながら対応しているところです。

(事務局)

補足させていただきます。相談を受ける場合は、相談者に対し、相談者名や相談内容の開示について、丁寧に確認しながら、事案に対応しています。

(良永会長)

谷崎委員、よろしいでしょうか。

(谷崎委員)

ありがとうございました。こういった事例に対応していくにあたって、相談員の方々は非常に御苦労されていることと思いました。相談員の方々の御努力に敬意を表します。

(良永委員)

他にありませんか。

(森枝委員)

67ページから68ページに不動産の取引分野の事例がありますが、対応される際には不動産業者だけではなく、家主の方への啓発も行われているのでしょうか。また、68ページの視覚障がいのある人の事例では、対応結果が相談者への生活全般の相談先に関する助言となっていますが、この事例では啓発は行われなかったのでしょうか。

(事務局)

現状では、不動産業者に対する啓発を行っているところです。また、ひとつの不動産業者だけではなく不動産業者の団体へ啓発を行うことになりまして、担当職員と調整して、6月に出前講座を実施することとなっています。

(良永会長)

森枝委員、よろしいでしょうか。

(森枝委員)

こういった事例は、訴訟を起こされることにもなりかねないのではないかと思いますので、御質問させていただきました。ありがとうございました。

(良永会長)

実際に訴訟になったような事例というものはあるのでしょうか。

(事務局)

前任者から聞いている内容を含めて、これまでに訴訟になったといった事例はありません。

(良永会長)

他にございませんか。

(藤田委員)

避難所における対応についての事例が資料の中にもありましたが、確かに、こういった問題が生じた場面もありました。一方で、一般の避難所でも、職員が充分理解をしていて、いい対応をされたところもあったのではないのでしょうか。私どもの熊本かがやきの森支援学校や熊本支援学校も地震直後から避難所になり、当初は指定避難所ではないということで、支援物資等も届きませんでした。しばらくすると物資が届くようになり、物資を配る際にどのような避難者がどこにおられるということを職員が把握し、列に並んでいただくのではなくてそれぞれに届けるという対応を取りました。問題があった事例だけに限らず、こういったいい事例を紹介することによって啓発につながっていくということもあるのではないかと思いますので、御検討ください。

(良永会長)

非常にいい御意見をいただきました。大事なことだと思います。いい事例が条例のネットワークに上がってこないということですが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

条例の相談の対象が差別ということですので、相談事例として上がってくるものはよくない事案ということになります。例えば69ページでの事例では、ボランティアの方が集めた要支援者の情報が使われなかったというものですが、要支援者の情報を取りまとめてくれたボランティアがいた、という事例としても取り上げることができます。こういった視点も含めて事例として紹介し、周知啓発に繋げていければと思っています。御意見を参考にさせていただきたいと思っています。

(良永会長)

他に御意見はありませんか。

(坂口委員)

私達の団体では、当事者による発信がとても重要であるということで、自閉症啓発のイベントで当事者に話をしてもらおうといった試みに取り組んでいます。当事者による発信の手段として、ヘルプカードというものがあり、県でも既にヘルプカードの導入について検討されているとお聞きしておりますが、避難所などでも活用されると当事者の助けになるのではないかと思います。

(事務局)

県としましては、現在、ヘルプカードの導入について検討を進めているところです。当事者の方のカードに必要な支援について記載しておくことで、避難所でより適切に対応できるようになるということにつながりますので、避難所にヘルプカードを備蓄しておくなど避難所マニュアルにも反映させることを検討しています。

(良永会長)

今回の地震では、どの団体におかれても、非常に御苦労されたことと思います。実際にあのような事態に直面すると、何をどうしたらいいのかわからない、という状況となりました。私は県社協の会長でもありますが、職員に、この経験を活かし、他の災害の場面で貢献できるよう、しっかりと記録しておくように言っています。いざというときに忘れてしまったでは何なりません。それぞれの団体におかれましても、是非、今回の経験を記録に残すということに取り組んでいただければと思います。

他に御意見はありませんか。

(池田委員)

熊本市から参加しております、池田です。今回の熊本地震による被災に伴って、避難所の運営については、非常に多くの厳しい御意見をいただきました。現場の対応について様々な課題があったということで、市としましては、防災マニュアルの見直しなどに取り組んでいるところです。この場をお借りして、御報告させていただきます。

(良永会長)

他にありませんか。

(意見なし)

議題2

(良永会長)

それでは、議題2の「障害者差別解消法の施行状況等」について、事務局から説明をお願いします。どうぞ座って御説明ください。

(事務局)

資料2を御覧ください。差別解消法の施行に伴い、地方公共団体が取り組まなければならない事項が7項目ほどございましたが、法施行後のそれぞれの取り組み状況について、御説明いたします。

ひとつめは、「地方公共団体等職員対応要領の作成」についてです。この対応要領は、職員が事務や事業を行うに当たって適切な対応をすることができるよう、差別とは何か、基本的な考え方や事例を職員に対して示すものですが、本県におきましては、法施行前の平成27年度中に、知事部局、教育庁、県警本部の各部局において、国の対応要領を参考にしながら、対応要領の策定を行いました。策定後に熊本地震が発生し、職員への周知、研修の予定が若干変更となりましたが、階層別研修等を通じて周知を行い、職員が適切な対応を行えるよう取り組んでいます。資料に、各部局で策定しました対応要領を添付しております。内容につきましては、本日は説明を省略させていただきます。

2番目は、「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」についてです。これにつきましては、本県では、法施行の4年前から、相談員による相談体制と調整委員会の設置を行っております。先程、相談活動の状況について御報告しましたが、法施行後も、相談員を中心として、相談対応等に取り組んでいます。

3番目は、「差別解消支援地域協議会」についてです。「差別解消支援地域協議会」は、国や地方公共団体の関係機関が、地域における相談対応や差別解消の取組を、効果的かつ円滑に行うために組織することができるものと規定されているものです。具体的には、障がいのある人にとって身近な地域で、制度の谷間やたらいまわしといったものを防ぐとともに、差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークの構築を目的としています。この「差別解消支援地域協議会」の構成機関につきましては、国の指針で示された地域協議会の構成機関を踏まえまして、本県におきましては、障害者虐待防止法に基づき設置している既存の連絡会議が最も近いということで、同連絡会議の設置目的に「障害者差別の解消に関することを」を追加し、法に基づく地域協議会としての位置づけを行いました。昨年度、11月24日に「熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議」として開催し、差別解消法の施行に伴う取り組みや相談活動の状況等について報告を行っております。

このほか、差別解消法に基づく地方公共団体の取り組みとして、4の「その他」にありますように、環境の整備や行政機関における差別の禁止、啓発活動が挙げられます。「環境の整備」及び「行政機関における差別の禁止」については、職員対応要領の周知と併せて、引き続き全庁的に取り組んでいく必要があります。また、「啓発活動」については、年報にもありましたが、条例の周知率が課題であると考えておりますので、出前講座などへの対応、相談対応を契機とした啓発活動などとおして、差別解消法の啓発についても、継続して取り組んでいきたいと考えています。以上で説明を終わります。

(良永会長)

障害者差別解消法の施行から1年2カ月が経過しましたが、この間、調整委員会の開催がありませんでしたので、その間の取組についての御報告というものでした。御質問はございますか。

(武元委員)

調整委員会の開催についてお尋ねします。調整委員会は、あっせんの申し立てがあった場合に開催するということになるのでしょうか。

(事務局)

調整委員会は、条例施行規則により、会長が招集するという事になっております。あっせんの申し立てがあった場合は、会長に御相談しまして、速やかに開催の手続きを執りたいと思います。また、申し立てがない場合でも、1年に1回は、相談活動の状況の御報告ということで開催させていただければと考えています。

(良永会長)

あっせん申し立てがない場合でも、年1回は開催するという事ですので、よろしくをお願いします。他にありませんか。

私から質問させてください。差別解消法の施行と併せて障害者雇用促進法の改正が行われていますが、差別解消法と比べると、雇用促進法の方はぼやけてしまっている印象があります。雇用分野での差別の解消も重要な部分ですが、県としてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

会長がおっしゃるように、雇用促進法の改正部分につきましても、差別解消法の推進と併せて取り組んでいかなければならないと考えています。

(良永会長)

熊本市からもおいでになっておられますが、熊本市職員の採用試験で、点字試験が実施されずに視覚障がい者が受験できないということがありました。差別解消法施行前のことで、報道にもなりました。その後改善されたということでしたが、雇用分野における対応については、県においても率先した取組をお願いします。他に御質問はありませんか。

(犬飼委員)

この条例は、平時の対応ということになりますが、大規模災害などの非常時には、障害者や高齢者など社会的弱者がどうしても後回しになってしまいます。避難場所の確保や入院中の患者さんの転院といった、一般の災害医療や支援とは違った対応も必要になってきます。私たちは熊本地震という経験を活かし、他の地域で災害が起こった場合においても教訓を活かせるよう発信を行うとともに、検証を含めた息の長い活動を続けていく必要があります。私の病院も大きな被害を受け、多勢の利用者に大変ご迷惑をおかけしました。被災現場の経験者の一人としてこのような議論の場に参加させていただくことはとても有意義だと感じています。

(良永会長)

委員のところは、被災にあたって非常に御苦勞されたとお聞きしています。

議題3

(良永会長)

他にございませんか。特になければ、その他ということで、御意見や御質問はありませんか。

(坂口委員)

話が戻ってしまって申し訳ありませんが、相談件数の「その他の相談」の中で、「その他生活に関する相談」の件数が多いようですが、これは具体的にはどのような相談なのでしょう。

(事務局)

「その他生活に関する相談」につきましては、29ページの事例のような、事業所における対応に関する相談や、「その他の相談」の表に記載されている内容に含まれないような、日常生活に関する相談があります。本来は、他の相談窓口が適当と思われる相談もありますが、不利益取扱いなどに関する相談内容でない場合も、広く相談をお受けするという対応しておりますので、頼りにしておられる相談者もいらっしゃいます。

(良永会長)

他に御質問はありませんか。特になければ、事務局にお返しします。長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

(事務局)

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第8回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を閉会いたします。